

兵庫県立加古川医療センター 床頭台等設置・運営事業者の選定に係るプロポーザルの募集公告

公募型プロポーザル方式により、兵庫県立加古川医療センターの指定場所において、床頭台等を設置・運営する事業者を選定するので、次のとおり公告する。

令和2年11月2日

兵庫県病院事業

兵庫県立加古川医療センター院長 原 田 俊 彦

1 公募内容

(1) 件名

兵庫県立加古川医療センター床頭台等設置・運営事業者の選定

(2) 概要

兵庫県立加古川医療センターの一部について行政財産使用許可を受け、床頭台等を設置・運営する事業者をプロポーザル方式により選定する。

(3) 行政財産の使用許可を行う施設の概要

ア 所在地

加古川市神野町神野 203

イ 施設の名称

兵庫県立加古川医療センター

ウ 許可予定箇所の位置及び許可予定台数

募集要項に記載のとおり

(4) 行政財産の使用許可期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで（3年間）

(5) 行政財産の使用料

ア 基本使用料

病院局公有財産取扱規程（平成14年病院局管理規程第19号）別表第1に定める使用料

イ 価格提案に係る使用料

床頭台等に係る売上実績額に一定の割合を乗じた額

2 応募資格

次の要件をすべて満たす者に限り、応募することができます。

(1) 事業実績のある者

300床以上の病院において、床頭台等の運営事業を、公募開始日の前日までの過去3年以上継続して健全な経営を行っている者

(2) 実行力のある者

募集要項に定める条件を充足し、床頭台等の運営事業を円滑に実行できる資力、信用及び能力等を備えている者

(3) 欠格要件のない者

次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による資格制限を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けている者

イ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を、本公告の日から企画提案書の受付期間の末日までの間において受けている者

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

エ 兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団又は第3号に規定する暴力団員に該当する者

兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成23年公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び

暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者
オ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当する者

3 参加手続

(1) 事務局

〒675-8555 加古川市神野町神野 203
兵庫県立加古川医療センター総務部経理課
電話 (079) 497-7000

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和2年11月2日(月)から11月13日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 配布場所

上記(1)に同じ

(3) 参加申込書

ア 提出方法

所定の参加申込書様式により行うこととし、持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和2年11月4日(水)から11月13日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和2年11月13日(金)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) 質問及び回答

ア 質問方法

質問については、所定の質問書様式により行うこととし、持参、郵送、又は電子メールとする。

イ 受付期間

令和2年11月4日(水)から11月13日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和2年11月13日(金)必着とする。

ウ 回答方法

令和2年11月17日(火)から11月19日(木)までの、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に、閲覧方式により行うとともに、電子メールにより参加申込者全員に回答を送付する。

エ 質問様式提出場所及び回答閲覧場所

上記(1)に同じ

(5) 企画提案書

ア 提出方法

持参又は郵送とする。

イ 受付期間

令和2年11月20日(金)から12月4日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の、毎日午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)。郵送の場合は、令和2年12月4日(金)必着とする。

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

エ 提出書類

- (ア) 企画提案書 8部
- (イ) その他、募集要項に定めるもの

4 当選者の選定、決定及び通知の方法

(1) 選定方法

選定は、「兵庫県立加古川医療センター床頭台等設置・運営事業者選定委員会」（以下「委員会」という。）において行う。

(2) 決定方法

委員会の選定結果に基づき、当選者及び次点者を決定する。

(3) 当選者の通知

当選者及び次点者の名称を、参加者全員に対して文書で通知する。

(4) 当選後の取り扱い

当選者は、兵庫県立加古川医療センターの指定場所における床頭台等の設置・運営に係る行政財産使用許可の予定者となる。

5 その他

(1) 留意事項

ア 提出書類の著作権は、企画提案者に帰属する。

イ 提出書類は、非公開とする。

ウ 提出書類は、返却しない。

エ 提出書類について、この書面及び募集要項に定める様式に適合しない場合は、無効とすることがある。

オ 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効とする。

カ 原則として、書類提出後の記載内容の変更は認めない。

(2) 参加に要する費用

本プロポーザルに要する費用は、参加者の負担とする。

(3) その他

詳細は、募集要項による。